

公取委「警告」措置に関する損保協会の取り組みについて

平成6年11月29日付、損保協会、自動車損調部会 高階主査名で今回の公正委員会からの警告に対して、損調部門の全職員（含む技術アジャスター）に次のような連絡がありました。

記

1. 「対応単価の個別決定」

(1) 本部・支部レベルを問わず、対応単価に係わる委員会・同業会等における過去の協議、決定、通知等は、全てこれを破棄する。

(2) 対応単価は、各損保会社、各修理業者が個別に設定し、各々1対1で交渉・合意するものであることを確認し、以下の行為は、今後行なわない。

- a. 損保協会或は損保会社が共同して、対応単価を決定すること。(目安・標準・ガイドライン等名目の如何を問わず、また、本部・各地区レベルを問わない)
- b. 修理業者との団体交渉で、対応単価を決定すること。(本部・各地区レベルを問わず、また、損保会社単独の場合を含む)
- c. 損保会社間において、現在又は将来の対応単価について、情報交換を行なうこと。

2. 「指数方式及び指数使用を強制しない」

今後とも、「指数×対応単価」による修理工賃算定方式（指数方式）、及び「指数」の使用を修理業者に強制しない。

今後とも、指数方式の普及は、指数方式の合理性に基づいた説得によることとし、本方式を利用しない修理業者に対し、損保協会或は損保会社が共同して、不利益措置は採らない。

以上